

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成29年12月21日

阿久根市長 西平良将

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
 - 西目地区
（佐潟，高之口，飛松，栢，落，大川島，馬見塚）
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成29年12月21日
- 3 当該地域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
 - 経営体数
個人： 6 経営体
法人： 1 経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手は十分にいない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
基盤整備事業等により整備された農地があり、農家がリタイアや経営転換等を行う際には、農地中間管理機構を活用することで検討中である。
また、地域においても活用が見込めれば、活用するよう検討する。
- 6 地域農業の将来のあり方
これからの話し合い活動により、地域の担い手を中心経営体へ位置づけし、農業者・地域両方にとって利益があるような施策を活用し、現在耕作されている農地を守っていく。